

(別紙)令和3年度介護報酬改定に伴う居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印に係る取扱いについて

居宅サービス計画等について定められている「利用者等からの同意」「利用者の確認を受ける」項目について、名護市の解釈を以下のとおりまとめました。(令和7年8月時点)

※厚労省等からの通知等により解釈は変更される場合もあります。

利用者等からの同意を得る必要があるもの

第1表：居宅サービス計画書(1)，介護予防サービス・支援計画書

第1表では、計画の原案(第1表～第3表、第6表、第7表)について、利用者が説明を受け同意した旨を、文書により得る必要があります。署名欄を設けて同意を得てください。(押印不要)

介護予防サービス・支援計画書も同意欄に利用者名を記入してもらいます。(押印不要)

- ▶ 利用者の状態により署名が困難なやむを得ない理由がある場合は代筆も可能ですが、代筆者の氏名と続柄(関係)も記載してください。
- ▶ サービス事業所に交付するものについては、同意の有無が記されている必要はありません。

指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(基準省令) 平成11年厚生省令第38号

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

※令和6年4月版赤本(介護報酬の解釈 指定基準編) P789 (基準省令第13条第10号)

介護予防支援に係る基準省令でも取扱いは同じです。※赤本P1267～1268 (基準省令第29条第10号)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 平成18年厚生省令第37号)

利用者等からの確認を受ける必要があるもの

第6表：サービス利用票(兼居宅サービス計画)

利用者の確認を受ける必要があるため、**署名欄を設けて確認を得るか、確認を受けた旨を支援経過に記録してください。(押印不要)**

- ▶ 署名欄によらず、支援経過へ記録する際は以下の点を押さえてください。
 - 確認を得た年月日 説明者の氏名
 - 説明をした相手の氏名(利用者本人以外の場合は続柄も) 利用者からの発言内容(あれば)
- ▶ サービス事業所に交付するものについては、確認の有無が記されている必要はありません。

(居宅サービス計画書記載要領) 令和6年7月4日介護保険最新情報 Vol.1286 別紙1

6 第6表：「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」

⑬「利用者確認」 居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受ける。

介護サービス計画書の様式について 令和6年7月4日介護保険最新情報 Vol.1286 別紙3

V. 「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」について

「居宅サービス計画の説明及び同意」についても毎月確認を要することとなる。

押印の取扱い

厚生労働省通知において介護分野に関する様式でも押印を不要とする変更等が行われたことに加え、本人確認としての効果が大きくないことから、**押印のみではなく署名による確認が望ましいです。**

電磁的方法による同意および確認 ※赤本P811～812 (基準省令第31条)，㊦ P1277～1278 (基準省令第33条)

事前に利用者等から承諾を得たうえで、電磁的方法によるもの(電子メール等により同意の意思表示をした場合等)でも、書面による同意および確認に代えることができます。

居宅サービス計画等の保存 ※赤本P810～811 (基準省令第29条)，㊦ P1263 (基準省令第28条)

基準省令および名護市条例において、居宅サービス計画(第1表～7表)及び介護予防サービス計画(一式)は保存が必要とされています。**名護市では条例にて居宅介護支援の提供の完結の日(契約終了により一連のサービス提供が終了した日)から5年保存**としています。保存形式は電磁的記録によることも可能です。